INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

WENPING Since 1949

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 34 2006年09月26日

バーレーン特許法施行細則の公布

今バーレーンでは新たな特許法施行細則が2006年5月10日付官報に公布されました。

その主な改正点は次のとおり、ご案内申し上げます。

記

1. 外国特許(例えば、英国、EP など)に基づく特許確認登録制度を撤廃した。但し、旧法下において既に出願や登録されている確認登録の特許権の効力は持続する。その存続期間は出願日から15年であったが、経過措置の適用を受け年金納付により基礎となった外国特許の出願日から20年まで延びた。

2. 年金納付制度の導入により、確認登録の特許権について年金を新法の施行細則の公布以降において毎年納付しなければならないが、バーレーン特許庁は、未だ年金納付を受け付けることや、その納付期限の設定を始めていない。追って、同庁より旧法下において登録された確認登録の特許リストが各代理人に送付される。

3. 施行日以降の新規特許出願については、特許権の存続期間は出願日若しくは優先日(優先権主張がある場合)から20年、同新規実用新案出願については10年に改正した。また、年金は権利付与後に毎年納付しなければならず、その起算日はバーレーンでの出願日である。年金納付期限日から6ヶ月の猶予期間において遅延料納付により年金追納は可能である。

4. 新法の施行細則においては、新たな出願に係る規定について未だ不明瞭な点がある。例えば、優先権主張期間は、パリ条約における優先権主張の場合は1年であるが、バーレーンにおいては最先の優先日より6ヶ月である。これについてバーレーン特許庁による解釈が待たれている。

以上

(情報提供:Lysaght & Co.)